

はじめに

近年、デジタル化が進んでいます。特にビジネス面においては、2020年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響から、デジタル技術を駆使して仕事のやり方を変えざるを得なかった企業も多いのではないでしょうか。

会計・税務の分野においても、デジタル化が近年著しく進んでいます。その現れとなっているのが、2020年から相次いで改正が行われている電子帳簿保存法です。この法律は、従来は紙で保存するべきとされていた国税関係帳簿書類について、データで保存することを認めるものです。また、紙を一切使わない電子取引の保存義務を定めた法律もあります。

1995年に制定された当時は、要件が厳しく、インターネットも広く普及する前であったため、適用している会社はほとんどありませんでした。しかし、上記のとおり世の中の流れはデジタル化の一途をたどっており、従来の紙をベースにした会計税務のルールでは時代にそぐわなくなってきた。そこで、多くの会社が会計税務のデジタル化を進められるよう、近年要件の大幅な緩和が行われてきたのです。緩和の内容は、単に紙をデータ化するにとどまらず、会社全体の業務効率化を意識したものとなっています。

特に2020年10月施行の改正は、近年多くの会社が利用している「クラウド会計」を念頭に置いた内容となっています。クラウド会計は、インターネットを通じて利用する会計ソフトです。つまり、国もインターネット利用を前提とした法律へと舵を踏み切ったといえます。

また、2022年1月施行の改正は「電子取引の紙保存を廃止」するといったインパクトのあるものも含まれていました。そのため、

小規模事業者を含めた多くの事業者が、この法律を意識することになったのです。

さらに、2023年10月1日にはインボイス制度開始が控えており、インボイスをデータ化したもの（電子インボイス）の導入も見据えた電子帳簿保存の対応が必要です。

それでは、電子帳簿保存法の内容は誰でも理解でき、すぐに実行できるものなのでしょうか。残念ながら、法律の内容は説明が難しく、誰もが理解できるものになっていません。ルールはわかっても、「自社に必要なアクションは何か」を理解し、実行するためには、法律だけではなく、システムの仕組みを含めた実務の理解が必要です。これは、組織のトップや担当者はもちろん、会計・税務を支援する税理士にとっても必要なことです。

著者は、クラウド会計が普及し始めた時期から今日に至るまで、多くのクラウド会計ユーザーのサポートをしてきました。クラウド会計と電子帳簿保存法は非常に相性が良く、うまく使いこなせば法律の要件を満たしながら、デジタル化を効率的に進めることができます。

複雑な法律があると、「法令遵守」にばかり目が行き、本来の目的であるデジタル化による業務効率化が忘れられるがちです。そこで本書は、電子帳簿保存法の解説だけにとどまらず、「クラウド会計によって効率的に電子帳簿保存法の要件を満たす方法」「実際の運用で注意すべき点」「インボイスを見据えた対策」といった具体的な実務の解説もしています。電子帳簿保存法、クラウド会計の両方に精通している税理士だけが書ける内容となるよう努めました。

本書ではまず、電子帳簿保存法の概要を解説します。次に、クラウド会計を活用した電子帳簿保存法対応を、代表的なクラウド会計ソフトであるfreeeとマネーフォワードクラウドを実例にして解説します。最後に、よくある相談事例を紹介します。

クラウド会計による電子帳簿保存法対応や企業支援を検討する税理士等の専門家や、企業の経理・総務担当の方が、本書を契機としてデジタル化による効率化の全体像を理解していただければ幸いです。

2022年12月
著 者

『クラウド会計を活用した電子帳簿保存法対応の実務』

もくじ

はじめに

第1章

電子帳簿保存法の概要

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 電子帳簿保存法とは | 14 |
| 第2節 | 電子帳簿保存法の改正の経緯 | 16 |
| ① | 電子帳簿保存法の変遷 | 16 |
| ② | 電子帳簿保存法の承認件数 | 17 |
| 第3節 | 2021年度（令和3年度）税制改正の内容 | 18 |
| ① | 事前承認制度の廃止 | 18 |
| ② | 優良電子帳簿制度の創設 | 18 |
| ③ | タイムスタンプ要件の緩和 | 19 |
| ④ | 適正事務処理要件の廃止 | 20 |
| ⑤ | 検索要件の緩和 | 20 |
| ⑥ | 電子取引の紙保存の代替措置の廃止 | 21 |
| ⑦ | 不正時のペナルティ強化 | 22 |
| ⑧ | （参考）2023年度（令和5年度）税制改正大綱 | 23 |

第4節 帳簿の電子保存

24

- ① 帳簿の電子保存とは 24
- ② 国税関係帳簿とは 24
- ③ 帳簿の電子保存の開始日 26
- ④ 保存媒体 26
- ⑤ 優良電子帳簿とは 27
- ⑥ その他の電子帳簿 29
- ⑦ 帳簿の電子保存の要件 30

第5節 書類の電子保存

37

- ① 書類の電子保存とは 37
 - ② 国税関係書類とは 37
 - ③ 書類の電子保存開始日 38
 - ④ 書類の電子保存の要件 38
- コラム 電子帳簿保存法で変わる税務調査 42

第6節 スキャナ保存

44

- ① スキャナ保存とは 44
- ② スキャナ保存の対象となる書類 44
- ③ スキャナ保存の適用要件 45
- ④ 過去分重要書類のデータ保存 55
- ⑤ スキャナ保存を行った場合の紙の廃棄のタイミング 56
- ⑥ スキャナ保存と消費税の仕入税額控除 56
- ⑦ スキャナ保存のペナルティ 56
- ⑧ スキャンミスが判明した場合の再読み取り 57

第7節 電子取引の保存

58

- ① 電子取引とは 58
 - ② 電子取引の保存要件 58
 - ③ 紙保存の原則廃止 63
 - ④ 電子取引保存のペナルティ 64
 - ⑤ 電子取引と消費税の仕入税額控除 64
- コラム スキャナ保存と電子取引保存、どちらが重要？ 66

第8節 事務処理規程等

67

- ① 事務処理規程等に記載するべき事項 67
 - ② 事務処理規程等のフォーマット例 68
- コラム 電子帳簿保存法対応にコンサルタントは必要？ 82

第2章

クラウド会計を活用した電子帳簿保存法対応

第1節 クラウド会計の概要

84

- ① クラウド会計とは 84
 - ② クラウド会計の歴史 85
 - ③ クラウド会計でできること 85
 - ④ クラウド会計のメリット 88
 - ⑤ クラウド会計のデメリット 89
 - ⑥ クラウド会計を使う上での注意点 90
- コラム クラウド会計は初心者向け？ 93

第2節 クラウド会計を使った電子帳簿保存法対応

95

- ① クラウド会計を使った帳簿の電子保存 95
 - ② freee による電子帳簿保存の例 96
 - ③ クラウド会計を使った書類の電子保存 99
 - ④ freee による請求書作成の例 100
 - ⑤ マネーフォワードクラウドによる請求書作成の例 104
 - ⑥ クラウド会計を使った決算書類の作成・保存 106
 - ⑦ クラウド会計を使ったスキャナ保存 107
 - ⑧ freee によるスキャナ保存（経費精算）の例 110
 - ⑨ マネーフォワードクラウド経費によるスキャナ保存（経費精算）の例 115
 - ⑩ クラウド会計を使った電子取引保存 120
 - ⑪ freee による電子取引保存の例 122
 - ⑫ マネーフォワードクラウドによる電子取引保存の例
125
- コラム クラウド会計は、発生主義ではない？ 128

第3節 クラウド会計を使った電子契約

130

- ① 電子契約とは 130
 - ② 電子契約と印紙税 130
 - ③ マネーフォワードクラウドによる電子契約の例 131
- コラム クラウド会計によって変わった経理の役割 134

第4節 クラウド会計を使った給与計算

136

- ① 従来の紙中心の給与計算 136
- ② クラウドを使った給与計算とは 136

| | |
|---------------------------------|-----|
| ③ 給与計算と電子帳簿保存法対応 | 137 |
| ④ クラウド会計による給与計算の具体例 | 137 |
| コラム 無料のクラウドストレージは電子取引の検索要件を満たす？ | 140 |

第5節 クラウドを使った年末調整・法定調書提出 141

| | |
|---------------------------|-----|
| ① 年末調整の電子化（電子年調）とは | 141 |
| ② 電子年調を行う要件 | 142 |
| ③ クラウドシステムが力を入れる電子年調 | 144 |
| ④ freeeによる年末調整・法定調書提出の具体例 | 145 |
| コラム クラウド会計で変わる月次決算 | 147 |

第6節 電子帳簿保存法と消費税・インボイス 149

| | |
|----------------------|-----|
| ① 消費税の仕入税額控除の要件 | 149 |
| ② 帳簿と請求書等の記載内容の対応関係 | 153 |
| ③ 仕入税額控除と帳簿代用書類 | 153 |
| ④ 帳簿に記載すべき氏名又は名称 | 153 |
| ⑤ 特例的な取扱い | 154 |
| ⑥ 電子帳簿保存法と消費税の仕入税額控除 | 154 |
| ⑦ インボイス制度 | 158 |
| ⑧ 電子インボイス | 163 |
| ⑨ クラウド会計と電子インボイス | 166 |
| コラム クラウド会計の事業継続性とリスク | 168 |

第7節 電子帳簿保存法対応アクションプラン 170

| | |
|-----------------|-----|
| ① 自社の帳簿書類を整理する | 170 |
| ② 帳簿のデジタル化を検討する | 171 |

- ③ 書類のデジタル化を検討する 172
 - ④ 社内規程を準備する 175
 - ⑤ 運用する・見直す 176
- コラム ガジェット投資も DX 177

第3章

相談事例

第1節 全般

180

- ① 電子帳簿保存法対応はこれから始めればよいか 180
- ② 申告書の電子保存 181
- ③ 電子インボイスの保存ルール 182
- ④ クレジットカードの明細は領収書代わりになるか 183
- ⑤ 取引金額が定まっていない契約書や見積書等の検索要件
184
- ⑥ なるべくコストをかけずに電子帳簿保存法に対応するには
185
- ⑦ 交通系電子マネー、QRコードを利用した場合のデータ保
存 186
- ⑧ 紙とデータ、どちらも送られてくる場合 187

第2節 帳簿書類

188

- ① 複数のソフトを使っている場合の優良電子帳簿の要件
188
- ② クラウドサービスの利用、サーバーを海外に置くとい
うこ
と 189

第3節 スキャナ保存

190

- ① ひとり会社でスキャナ保存は可能か 190
- ② 電子取引とまとめて管理することは可能か 191
- ③ スキャンデータの保存期間 192
- ④ 領収書をスキャンする際の注意点 193

第4節 電子取引

194

- ① インターネットバンキングの振込 194
- ② 支払通知書をメールで受け取った場合 195
- ③ メール内に取引情報が含まれている場合 196
- ④ 事務処理規程の必要性 197
- ⑤ 電子インボイスの保存ルール 198

コラム DX の本来の意味と電子帳簿保存法 200

凡　　例

| | |
|--------------------------|--|
| 法規 | 法人税法施行規則 |
| 所法 | 所得税法 |
| 消法 | 消費税法 |
| 消令 | 消費税法施行令 |
| e-文書法 | 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、及び、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 |
| 電子帳簿保存法 (電帳法) | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 |
| 規則 | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 |
| 取扱通達 | 電子帳簿保存法取扱通達 |
| 取扱通達解説 | 電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明） |
| 帳簿書類一問一答 | 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】(令和4年6月) |
| スキャナ保存一問一答 | 電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】(令和4年6月) |
| 電子取引一問一答 | 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】(令和4年6月) |

(例) **法規2⑥一** 法人税法施行規則2条6項1号

- ・本書に記載の製品名は、各社の登録商標です。本文中では™や®等を省略しています。
- ・本書に記載の内容は、2022年12月時点のものです。

第1章

電子帳簿保存法の概要

この章では、電子帳簿保存法の歴史を振り返り、ターニングポイントとなった 2021 年度（令和 3 年度）の税制改正の内容を解説します。次に、帳簿書類の電子保存、スキャナ保存、電子取引についてそれぞれの要件と、注意するべき点を解説します。



第1節

電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法は、仕訳帳、貸借対照表、損益計算書など帳簿書類のデータ保存を認め、電子メールによる取引などの電子取引のデータ保存義務を定めた法律です。

インターネットが普及し、ペーパーレス化が進展するなかで1998年に制定されました。制定された当初はデータ保存の要件が厳しく、紙をデータ化する方法（スキャナ保存）は認められていませんでした。その後2005年にスキャナ保存が認められましたが、契約書等の金額は3万円未満のものに限定され、かつ電子署名が求められるなど、要件の厳しさは変わりませんでした。2015年には、民間事業者が書面に代えてデータで保存することを認めるe-文書法が施行されたことに伴い、3万円未満の金額基準が撤廃されました。しかし、スキャナ保存については依然として厳しい内部統制（適正事務処理要件）が求められ、企業の導入のハードルとなっていました。

この状況が大きく動いたのが2020年です。新型コロナウイルス感染症をきっかけにリモートワークが浸透するなど、世の中のデジタル化が進みました。それに伴い、税務行政においても税務手続のデジタル化が次々と行われました。電子帳簿保存法も2020年、2021年の相次ぐ税制改正（令和2年度改正、令和3年度改正）によって、クラウド会計などシステム利用を前提とした、これまでの改正とは大きく異なる抜本的な見直しが行われたのです。

電子帳簿保存法は大きく分けて、

- ① 帳簿の電子保存の容認
- ② 書類の電子保存の容認
- ③ スキャナ保存の容認
- ④ 電子取引の保存の義務

に分けられます。

①帳簿の電子保存は、会計ソフト等で作成した仕訳帳、総勘定元帳などの帳簿をデータで保存することを認める制度です。②書類の電子保存は、システムで作成し、紙に印刷する書類をデータで保存することを認める制度です。③スキャナ保存は、取引先から受け取った請求書等の紙の書類をスキャンしてデータで保存することを認める制度です。④電子取引は、メールでの請求書データの授受など、紙を最初から使わない取引のデータ保存を義務付ける制度です。

それぞれ具体的にどのようなものが該当するかは、以下のとおりです。

❖電子帳簿保存法全体像

| 種類 | | 具体例 | 電子帳簿保存法の区分 |
|------|--------|--------------------|-----------------|
| 帳簿 | | 仕訳帳、総勘定元帳 | ①帳簿の電子保存 |
| 書類 | 決算関係書類 | | ②書類の電子保存 |
| | 取引関係書類 | 自己が作成する書類の控え等 | 見積書、契約書、請求書、領収書 |
| | | 取引先から受領した書類等 | 見積書、契約書、請求書、領収書 |
| 電子取引 | | EDI取引、クラウド取引、メール取引 | ④電子取引の保存 |



第2節

電子帳簿保存法の改正の経緯



電子帳簿保存法の変遷

電子帳簿保存法は、1998年7月1日に施行されました。

施行の背景には、情報化・ペーパーレス化が進む中で、経済界から帳簿書類のデータ保存の容認への強い要望が寄せられていたということがあります。

また、電子帳簿保存法の基本的な考え方として、「納税者の帳簿書類の保存の負担軽減」が当初より掲げられていました。

このように、電子帳簿保存法は、急速にデジタル化する社会に適応するため、納税者の負担を軽減することを目的として創設されたのです。

そして、適正に帳簿書類の電子保存を行うためには、

- コンピュータ処理は、痕跡を残さず記録の遡及訂正をすることができる（真実性の確保）
- 肉眼で見るために出力装置があること（見読可能性）

が必要とされ、本書執筆の2022年現在でもこの考えが法律に組み込まれています。なお、電子取引については当初から「データを受け取ったものはデータのまま保存する義務を負う」という考えが存在しました。

これまで行われてきた主な改正は、以下のとおりです。

| | |
|------------------|--|
| 1998年 (平成10年) | 電子帳簿保存法施行。当初は国税関係帳簿の電子保存のみ。 |
| 2005年 (平成17年) | e-文書法施行と合わせて、スキャナ保存制度スタート。ただし契約書・領収書は3万円未満のものに限定。 |
| 2015年 (平成27年) | 3万円未満の金額基準廃止。電子署名不要、適正事務処理要件が追加。 |
| 2016年 (平成28年) | デジカメ・スマートフォンでもスキャナ保存OK、適正事務処理要件の緩和。 |
| 2019年 (令和元年) | 過去分の重要書類も税務署に届出をすればスキャナ保存可能、JIIMAによる認証で承認申請が簡略化。 |
| 2020年 (令和2年) | 訂正削除履歴が残る（又は訂正削除ができない）システムで取り込んだデータは電子取引の保存要件を満たす改正。 |
| 2021年 (令和3年) | 承認制度廃止、優良電子帳簿の創設、適正事務処理要件廃止、検索要件の緩和、電子取引の紙保存廃止。 |

このように、ここ数年は要件が緩和される改正が相次いで行われています。

② 電子帳簿保存法の承認件数

2021年度（令和3年度）の税制改正前までは、電子帳簿保存法の適用を受けようとする場合には税務署への申請が必要でした。

その承認件数は直近のデータである2020年で71,705件（うちスキャナ保存は2,521件）でした（国税庁「電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況」）。日本の会社の総数約280万社（国税庁「令和2年度会社標本調査」）のうち、わずか2.5%にとどまります。近年は増加傾向にあるものの、特にスキャナ保存に関しては厳格なルールがあつたためと思われます。

2021年度からは承認制度が廃止され、要件も大きく緩和されたため、今後どの程度の会社が適用を受けるのか、注目されるところです。



第3節

2021年度（令和3年度）税制改正の内容

ここでは、大きな転換点となった2021年度（令和3年度）税制改正の内容を確認します。

① 事前承認制度の廃止

帳簿書類の電子保存、スキャナ保存について、2021年12月までは事前に税務署への届出が必要でした。2022年1月以降は、これらの事前承認が不要となりました。これによって、事業者が電子帳簿保存を始めるハードルが大きく下がりました。

② 優良電子帳簿制度の創設

2021年12月までの電子帳簿保存の要件を満たす帳簿は「優良電子帳簿」として格上げされ、優良電子帳簿以外の電子帳簿は「その他の電子帳簿」として区分されるようになりました。

優良電子帳簿は、事前の税務署長への届出や、訂正・削除・追加の事実と、帳簿の相互関連性を確認できるシステムの利用が必要であり、これまで事業者にとってハードルの高いものでした。そこで、2022年1月からは、この優良電子帳簿の要件を満たした場合には過少申告加算税が5%軽減される特典が与えられ、その他の電子

帳簿は要件が大幅に緩和されて保存が認められることになったのです。

その他の電子帳簿については、システムに関する書類（システムの操作説明書等）を備え付け、ディスプレイ等に明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておけば保存の要件を満たすことになりました。このようにその他の電子帳簿という区分ができたことによって、高機能な会計ソフトを持たない事業者にとっても、電子帳簿の保存が現実的なものとなったのです。

③ タイムスタンプ要件の緩和

スキャナ保存においてはこれまで、領収書等を受け取った本人がタイムスタンプを付与する場合には、受領からタイムスタンプ付与まで3営業日以内という期限がありました。改正後は、「受領後最長2か月+おおむね7営業日」以内にタイムスタンプを付与すれば良いこととなりました。この改正は、電子取引の真実性を確保するためのタイムスタンプ付与要件でも同様の取扱いです。

さらに、記録した事項（日付、金額など）を確認できる（あるいは訂正又は削除ができない）システム（以下、「訂正削除システム」と呼びます）を利用してデータを保存した場合には、タイムスタンプ付与が不要となりました。タイムスタンプのデータが存在していた日時を証明する機能が、システムに備わっていれば良いことになったのです。後述するクラウド会計はこの機能を有しており、タイムスタンプがネックとなっていた事業者にも、スキャナ保存の道が開かれました。

 ④

適正事務処理要件の廃止

スキャナ保存は、2021年12月までは領収書等を受領してからタイムスタンプ付与までの各業務について、相互牽制、定期的な検査及び再発防止の対策など、厳しい要件（適正事務処理要件）を満たす必要がありました。受けとった紙をスキャンし、原本を廃棄するまでには大きなハードルがあったのです。

2022年1月以降は、この適正事務処理要件が廃止となりました。したがって、領収書等を受けとてタイムスタンプを付与（又は訂正削除システムを利用して保存）すれば、すぐに原本を破棄できるようになりました。これにより、人手が不足しがちな小規模の会社にとっても、スキャナ保存の道が開かれたといえます。

 ⑤

検索要件の緩和

2021年12月までは、帳簿書類の電子保存、スキャナ保存、電子取引保存いずれも「取引年月日その他主要な項目で検索できること」「範囲を指定して検索できること」「2以上の項目を組み合わせて検索できること」の3つの検索要件を満たさなければなりませんでした。この厳しい検索要件を満たすシステムは多くなく、電子化のハードルになっていた面もあるでしょう。

改正後は、優良帳簿については検索項目が「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3つに限定されるとともに、税務調査時にデータダウンロードの求めに応じられるようにしておけば、「範囲を指定して検索できること」「2以上の項目を組み合わせて検索できること」の2つの要件は不要となりました。優良帳簿以外の帳簿に

著者略歴

戸村 涼子

税理士。戸村涼子税理士事務所代表。フリービズコンサルティング合同会社代表社員。

生まれは東京・四ツ谷。大学卒業後、外資系企業、上場企業、税理士法人を経て2016年4月に横浜で独立開業を果たす。主に中小企業社長、フリーランス向けにクラウド会計ソフト導入・運用支援、税務サポートを行っている。得意分野は、ネットビジネス、暗号資産、非居住者の税務。その他、RPA（Robotic Process Automation）、ペーパーレスなどの経理業務効率化に力を入れている。HP・ブログ・メルマガ・YouTubeにて積極的な発信を行っている。雑誌寄稿も多数。

著書に、『十人十色の「ひとり税理士」という生き方』（大蔵財務協会、2018、共著）、『会計と決算書がパズルを解くようにわかる本』（日本実業出版社、2018）、『ネットビジネスの仕組みと税務』（第一法規、2019）、『所得税申告に係る資料の収集と分析』（税務経理協会、2020）、『デジタル資産と電子取引の税務』（日本法令、2021）、『速解！年末調整電子化ガイド』（日本法令、2022）などがある。

事務所 HP

<https://tomurazeirishi.com/>

個人ブログ

<https://rtomura-taxacc.com/>

